

区画道路の配置に関する基準

神戸市建設局道路計画課

令和5年3月3日

1. 適用範囲

当該基準は、「神戸市開発事業の手続及び基準に関する条例」技術基準における、新設道路のうち「区画道路」の平面配置について規定する。

なお、新設道路のうち「主要な道路」の設計にあたっては、神戸市が管理する道路の構造の技術的基準等を定める条例（平成25年3月条例第70号）及び道路構造令を基本とし、交通管理者と協議した上で設計することを原則とする。

2. 基準

(1) 配置の原則

- ・周辺の道路網や土地利用等を勘案した上で、交通安全性を第一に設計すること。
- ・交通安全性の確保のため、次に示す位置・間隔等の原則的事項を遵守して道路を計画したうえ、宅地の配置等敷地計画に反映させること。

(2) 区画道路の配置及び線形

- ・区画道路の配置について、道路の交差点及び曲がり角の前後においては、5m以上の直線部（隅切り部分を除く。）を確保すること（図-1）。なお、曲がり角の角度は90°以上とする（図-2）。
- ・区画道路に屈曲点が発生する場合は、5m以上の直線部（隅切り部分を除く。）を確保すること（図-3）。なお、屈曲点の数は必要最小限とし、また区画道路を曲線形状にしてはならない。

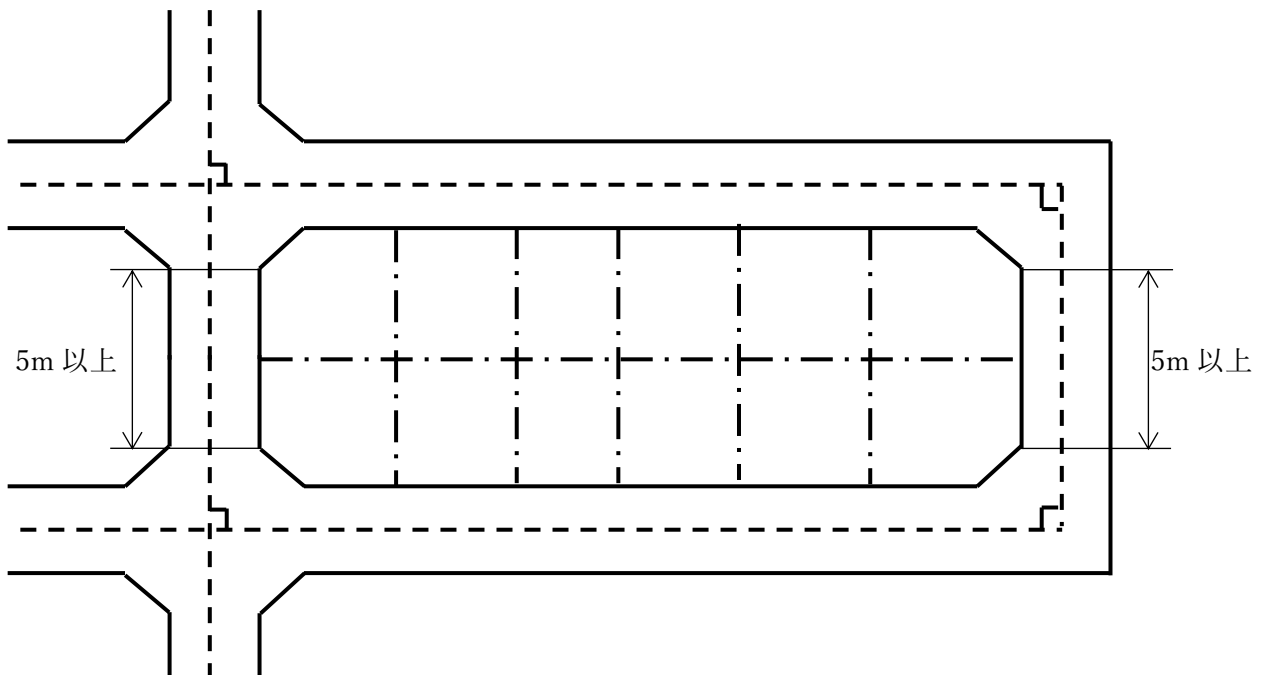
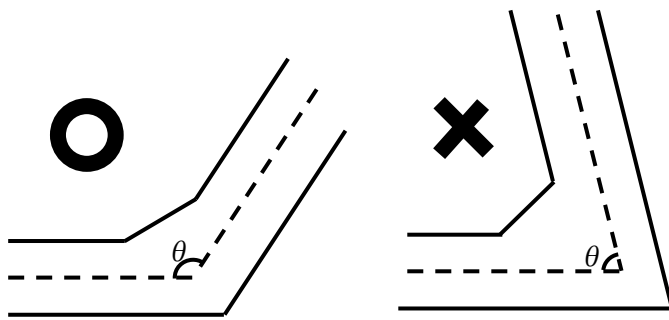
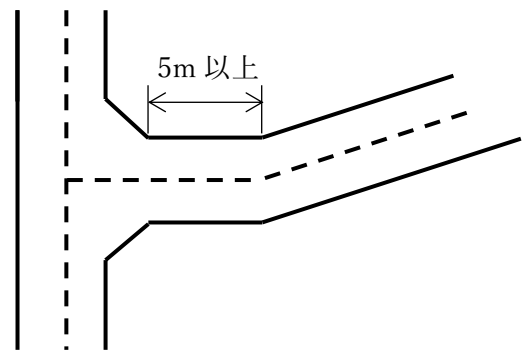


図-1 交差点や曲がり角からの直線距離



$\theta = 90^\circ$ 以上とする

図一 2 曲がり角における角度

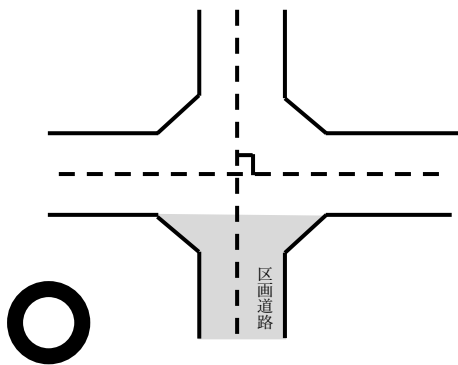


図一 3 道路の屈曲点

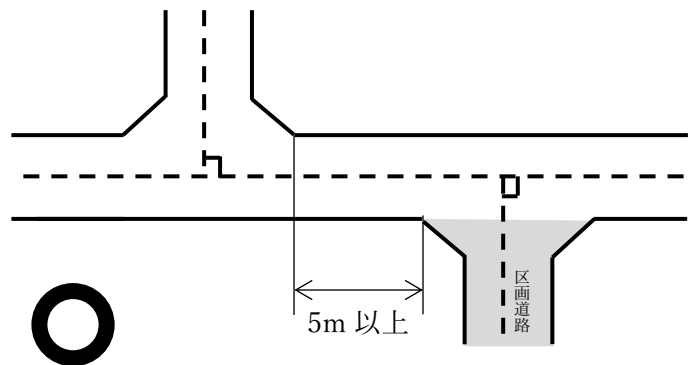
(3) 交差点の位置

区画道路の交差点付近に既存道路の交差点（丁字路）がある場合、既存道路と区画道路の交差点を一致させること（図一 4）。

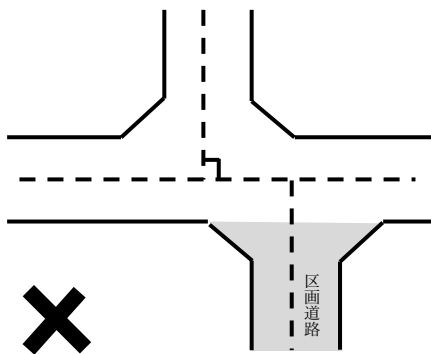
また、上記によりがたい場合は、交差点間の離隔をとり、5 m以上の直線部（隅切り部分を除く。）を確保すること（図一 5）。



図一 4 交差点を一致させた場合



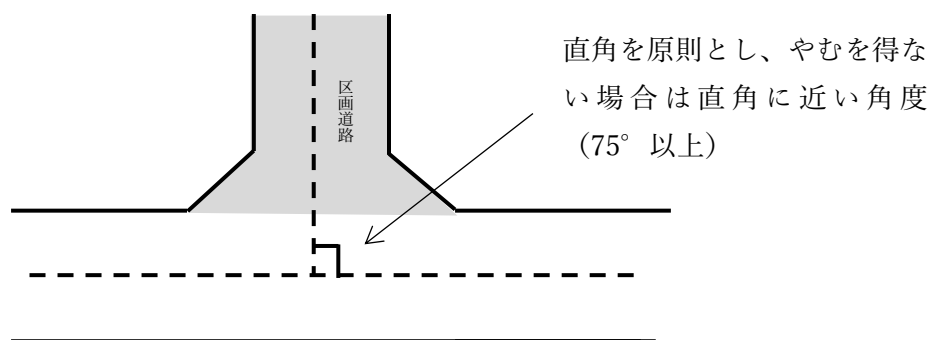
図一 5 交差点間の離隔をとった場合



図一 6 交差点を一致または交差点間の離隔がとれていない場合

(4) 交差点の接続角度

区画道路と交差点の交差角度は直角を原則とする。ただし、既存道路形状等によりやむを得ない場合は直角に近い角度（75° 以上）とすること（図－7）。



図－7 区画道路の交差点の交差角度